

賃上げに取り組む経営者の皆様へ

賃上げ促進税制のお知らせ

【大企業・中堅企業】

全雇用者の給与等支給額の増加額の最大35%を税額控除※1

【中小企業】

全雇用者の給与等支給額の増加額の最大45%を税額控除※1

＜適用期間＞

令和6年4月1日から令和9年3月31日までの間に開始する各事業年度（個人事業主は、令和7年から令和9年までの各年が対象）

・適用対象：青色申告書を提出する中小企業者等（資本金1億円以下の法人、農業協同組合等）又は従業員数1,000人以下の個人事業主

中小企業向け

Table showing tax rate increases for small businesses. It includes columns for '全雇用者の給与等支給額 (前年度比)', '税額控除率 ※1', and '前年度比+5%' leading to '税額控除率を10%上乘せ', and 'くるみん以上 or えるぼし2段階目以上' leading to '税額控除率を5%上乘せ'.

中小企業は、賃上げを実施した年度に控除しきれなかった金額の5年間の繰越しが可能※2（新設）

- ※1 税額控除額の計算は、全雇用者の前事業年度から適用事業年度の給与等支給額の増加額に税額控除率を乗じて計算。ただし、控除上限額は法人税額等の20%。
※2 繰越税額控除をする事業年度において、全雇用者の給与等支給額が前年度より増加している場合に限り、適用可能。

大企業・中堅企業向け、また、制度の詳細についてはホームページまたは右のQRコードでご確認ください。



賃上げ促進税制 で検索

（注意）

本紙内容は令和5年12月の政府決定時点のもので、今後の国会審議等を踏まえて施策内容が変更となる可能性があります。詳細については、租税特別措置法等が成立し制度内容が確定し次第、令和6年5月頃を目途にホームページに公表されます。

〇問い合わせ

中小企業税制サポートセンター (Tel 03-6281-9821)
＜受付時間 平日9:30～12:00、13:00～17:00＞

LPガス・特別高圧電力利用事業者

経営改善支援事業費補助金(令和6年分)のご案内

LPガス・特別高圧電力の価格高騰等の影響により、厳しい経営状況にある府内の中小企業者の事業継続と経営改善を目的に、省エネ設備・機器やシステム導入に取り組む事業者を支援するための補助金の募集案内です。

【補助対象事業者】

京都府内に事業所等を有し、

- ☑ LPガス（自動車用燃料は除く。）を使用する業務用厨房機器、温水機器、暖房・冷房機器等を使用している中小企業者
☑ 特別高圧電力を利用している中小企業者

【補助率・補助額・事業内容】

Table with 4 columns: 利用設備, 補助率, 補助額, 事業内容. It details support rates (3/4以内) and amounts (2~20万円 for LP gas, 10~1,000万円 for special high voltage power) for business continuation and improvement.

【申請期間】

令和6年2月14日(水)
～令和6年8月30日(金)

前回(1次・2次募集)にお申込みいただいた方も申請可能です。

※詳細は京都府のホームページをご覧ください。

LPガス・特別高圧電力利用事業者経営改善支援事業費補助金の募集について

で検索

〇問い合わせ

京都府LPガス・特別高圧電力利用事業者経営改善支援事業費補助金センター (Tel 050-3662-5739)
＜9:30～17:30平日のみ。土日祝、年末年始(令和6年12月29日～令和7年1月3日)を除く＞

全国商工会議所

事業活動における賠償リスク、事業休業リスク、財物損壊リスクを総合的に補償します。



ビジネス総合保険制度

ここがおすすめ

- 会員事業者を取り巻くリスクに対する補償のモレ・ダブリを解消し、一本化して加入可能
● 賠償責任(生産物、リコール、情報漏えい、サイバー)、施設、事業活動遂行、管理下(財物)リスクを総合的に補償
● 休業に関する補償により災害に遭った際の事業継続のための資金を確保
● 早期災害復旧支援により事業継続を後押し

最大約33%割引

商工会議所の保険制度HP: https://www.ishigakiservice.jp/
日本商工会議所

各地商工会議所
お問い合わせ先
引渡損害保険会社

東京海上日動火災保険株式会社(事業活動包括保険) 損害保険ジャパン株式会社(事業活動総合保険)
三井住友海上火災保険株式会社(企業総合賠償責任保険、建設業総合賠償責任保険)
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社(タワーズ賠償総合保険、タワーズ建設業総合保険) 大同火災海上保険株式会社(賠償総合保険)

●一部の商工会議所では、一部特約を取り扱っていない場合があります。取り扱いはお近くの商工会議所にご確認ください。●本事業広告は概要を示したものです。補償の内容、対象業種等は引渡損害保険会社によって異なります。ご加入にあたっては必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。●お見積りご加入手続き、保険内容のご不明点は、お近くの代理店または引渡損害保険会社までご連絡ください。●商工会議所では、本制度のほかに各種保険・共済制度を取り扱っております。詳しくは、お近くの商工会議所にお問い合わせください。●本事業広告は、商工会議所会員向け保険制度の事務管理を行う株式会社石塚サービス(パートナーシップ構築定款企業)が日本商工会議所の経営協力により作成したものです。●本事業広告は、2023年5月時点の引渡損害保険会社の商品内容をもとに作成しております。